

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

府 省 庁 名 国土交通省

No	03										
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他()										
要望項目名	都市機能集約地区（仮称）への特定事業用資産の買換えに係る特例措置の創設										
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 都市機能集約地区（仮称）(以下「集約地区」)の区域外から集約地区の区域内への、市町村が特に必要と定めた都市機能改善施設の買換え。 ・特例措置の内容 不動産取得税：集約地区の区域外から集約地区の区域内へ、市町村が特に必要と定めた都市機能改善施設を買換えた場合、買換資産に係る土地の不動産取得税の課税標準1/10控除。 										
関係条文	不動産取得税：地方税法附則11条										
要望理由	<p>！租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか</p> <p>低炭素型社会の構築を進めるとともに、人口減少・超高齢社会に対応するためには、都市機能改善施設を住民にとって身近な範囲に適切に配置することを通じて、効率的かつ住民が当該地域において安心して暮らせるようなまちづくりを進めていくことが必要であるところ、このような課題に対応するためには、本税制特例措置を創設し、都市機能改善施設を郊外から人々が集まる地域へと立地誘導することが合理的である。</p> <p>租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか</p> <p>集約地区内への都市機能改善施設の移転に限り、当該施設の移転に伴う税負担を減免することは、当該区域内への都市機能改善施設の立地誘導を図る上で有効である。</p> <p>租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか</p> <p>都市機能改善施設の移転について個別に補足してその移転費用を予算上補助していくことは困難であるため、行政の効率化の観点から、税制上の支援措置によることには相当性がある。</p>										
減収見込額	<table border="0"> <tr> <td>(初年度)</td> <td>0.4</td> <td>(平年度)</td> <td>0.7</td> <td>(単位:百万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(-)</td> <td></td> <td>(-)</td> <td></td> </tr> </table>	(初年度)	0.4	(平年度)	0.7	(単位:百万円)		(-)		(-)	
(初年度)	0.4	(平年度)	0.7	(単位:百万円)							
	(-)		(-)								
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 									
	22年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 ・所得税、法人税、登録免許税 暮らし・にぎわい再生事業による支援等 									
過去の要望経緯	-										
本要望に対応する縮減案	-										